

## 風向風速自動測定記録計購入仕様書

### 1 目的

本仕様書は、大気汚染防止法第22条に基づき実施する、大気汚染状況の常時監視に係る測定を行うための風向風速計の購入に関し、必要な仕様を定めるものである。

### 2 測定機名及び数量

風向風速自動測定記録計 3台

### 3 納入場所

川口市横曽根測定局（川口市宮町16-1 西中学校敷地内）

川口市新郷測定局（川口市東本郷1301-1 新郷浄水場敷地内）

川口市芝測定局（川口市芝樋ノ爪2-9 樋ノ爪児童公園敷地内）

### 4 納入期限

令和8年1月30日（金）（具体的な納入日は、後日協議し、決定する。）

### 5 機器の仕様

別紙参考例示品に記載の製品もしくはそれと同等以上の製品であって、かつ、次の性能・仕様を満たすものであること。

- (1) 風向風速計部については風車型風向風速計であること。
- (2) 気象業務法第9条に規定されている検定に合格した機種であること。なお、当該検定は令和7年12月中に実施すること。
- (3) 風向は全方位540度まで測定可能であること。
- (4) 風速は0～10m/sまで測定可能であること。
- (5) 毎正時ごとに、記録紙上にデータを印字できること。
- (6) 記録器として、既存の光進電気工業社製 風向風速記録器 MVS-350Dを継続して使用することも可とする。
- (7) 「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様（改訂版）」に規定されている仕様を満たすデジタル入出力端子を有し、環境計測社製「DATAC9」と接続が可能なこと。
- (8) 漏電時や落雷時において、当該機器回路の保護および他の機器への影響を未然に防止する構造とすること。もしくは、同等の効果・性能を有する器具・部品を取り付けること。

## 6 据付・調整等

- (1) 機器の搬入・設置、および調整については、受注者の責任において行い、正常に稼動する状態にて発注者に引き渡すこと。
- (2) テレメータ装置(環境計測社製「DATAC9」)との接続は発注者側で実施するが、受注者も必要に応じ作業を実施し、接続を確認するまで立ち会うこと。旧機器の平行運転は実施しない。
- (3) 現在使用中の風向風速自動測定記録計については、受注者が引き取ること。
- (4) 機器の搬入及び据付にあたって、作業中の事故により機器その他物件等に損害を与えた場合は、直ちに修理または交換を行うこと。

## 7 保証等

- (1) 製造元及び受注者による機器の無償修理期間を納入日から1年間とする。ただし、同一の原因による機器の不調が頻発する場合、その不調の原因が解消されるまで、その原因に基づく故障等については納入後1年を経過しても無償で修理するものとする。
- (2) 機器の引渡しに際し、保守管理に必要な技術的情報、操作等について、実地において十分な説明、研修を行うこと。また、必要に応じて情報の提供、アドバイスをを行うこと。
- (3) 納入1年後に機器の点検を実施すること。

## 8 付属品

- (1) 標準付属品 1式
- (2) 標準取扱説明書 2式
- (3) サービスマニュアル(修理作業等をする者を対象に、技術的に詳細に記述・解説されている説明書) 2式
- (4) 検定証書 1式
- (5) LANケーブル(3m以上) 1式

## 9 その他

- (1) 特に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議のうえ決定する。
- (2) 本仕様書は概要を示したものであり、本仕様書に記載されていない機能や事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものは充足すること。

(別紙)

参考例示品

- 1 光進電気工業株式会社 MVS-350D
- 2 ANEOS株式会社 WS-BN6